

社会福祉法人はまなす厚生会
介護職員処遇改善加算及び特定処遇改善加算の情報公開について

1. 加算取得情報（～令和6年5月）

～令和6年5月	特養	短期入所	通所介護	訪問介護
介護職員処遇改善加算	加算1	加算1	加算1	加算1
介護職員等特定処遇改善	加算1	加算2	加算2	加算1
介護職員等ベースアップ加算	○	○	○	○
介護職員処遇改善支援補助金	○	○	○	○
令和6年6月～	特養	短期入所	通所介護	訪問介護
介護職員等処遇改善加算	加算I	加算II	加算II	加算I

その他、令和6年2月～5月 介護職員処遇改善支援補助金

2. 職員の処遇改善について

(1) 介護職員処遇改善加算

常勤・非常勤にかかわらず、全介護職員に対して令和7年3月14日に2か月分（令和6年4月～5月分）を手当として支給しています。また、介護職員以外の職員についても法人の持ち出しで支給し、全職員の賃金底上げを図っています。

(2) 介護職員等特定処遇改善加算

常勤・非常勤にかかわらず対象全職員に対して令和7年3月15日に2ヶ月分（令和6年4月～5月分）を手当として支給しています。「技能・経験のある介護職員」となるグループAの職員は「当法人に在籍10年の介護福祉士」として多くの職員が対象となるように設定しております。グループBの介護職員はA以外の介護職員、グループCは介護職員以外の職員としておりますが、介護職員処遇改善と同様に対象外の職員にも法人の持ち出しで支給し賃金底上げを図っています。

(3) 介護職員等ベースアップ加算

常勤職員に対して、「調整給」（基本給）として月額6,000円～7,000円を基本給に上乗せしてベースアップを図っています。

(4) 介護職員処遇改善支援補助金

令和6年2月～令和6年5月まで、常勤職員に対して、上記(3)の「調整給」（基本給）に月額2,000円～6,000円を上乗せして、さらにベースアップを図っています。

(5) 介護職員等処遇改善加算

令和7年3月14日に10ヶ月分（令和6年6月～令和7年3月）を手当として全職員に支給し、処遇改善を図っています。

3. 職場環境要件

(1) 資質の向上やキャリアアップに向けた支援

様々な資格の取得について支援を行っています。（資格取得支援規程あり）

(2) 介護職員の負担軽減

「介護ロボット」（リショナー）を導入しています。また、令和6年12月より、「見守りロボット」の「aams（アームス）」を導入して、介護職員の負担軽減を図っています。

(3) 生産性向上のための業務改善の取り組み

タブレット端末（ipad 7台）と介護支援ソフト（ケアパレット）を導入して、業務量の軽減を図っています。また、令和6年3月よりインカムを導入しています。

令和7年3月
以上